



韓国労働情勢のいま —二つの「転換点」を中心に—

IMF・JIC顧問 小島正剛

プロローグ

一国の労働運動や労使関係の歴史的流れには、無視できないエポック・メイキングな事象がある。「転換点」と言ってもよい。今日の韓国労使関係にも、重要な転換点があるのであって、その特徴形成に深い影を落としている。

韓国の労働情勢と聞けば、多くの人びとがストライキを中心とする「一部労組の「闘争至上主義的な運動スタイル」を思い浮かべ、労働市場に関しては、非正規と呼ばれる「不安定雇用」の拡大状況

に意識が及ぶだろう。とくに後者は今日社会的イシューであり、社会格差、二極分化の象徴でもある。その背景には、たしかに大なる情勢の転換点があったと言わねばならない。

本稿では、韓国特有の二つの大きな転換点に焦点を絞りつつ、韓国における二つの社会的イシューを中心とする因果関係や課題に目を向けてみたい。

転換点の二つは「1987年労働者大闘争」であり、もう一つはその10年後の「1997-1998年金融危機」である。

「労働者大闘争」のインパクト

軍事独裁政権のもとで長く窒息

状態にあった労働者が、大幅賃上げや民主化を求めて立ち上がったのは、軍部出身の盧泰愚（フ・テウ）大統領が「民主化宣言」を発した1987年のことであった。

この宣言は、労働者・市民の圧力を受けての発信であったが、同時に「先建設後分配（まず経済成長、分配は後で）」の政策で、成長の恩恵を享受できず自由も抑圧されてきた、怒れる、労働者の闘争心に火をつけたのであった。

この年、発生したストライキは療原の火のように拡がり、空前絶後の3749件。126万2000人が参加したのである。スト損失日数は694万6000日にのぼった。

賃上げも30%前後の大幅なも



のとなり、翌年もほぼ同等の賃上げとなった。経営にとって重すぎる負担だとの主張にたいし、当時の組合幹部は、それまで圧政下で取り残してきたものを取り戻しているにすぎないと、あっさり切り捨てたのであった。

当時政府に近かった韓国労総（FKTU）に対抗する形で後日生まれた民主労総（KCTU）に、闘争不可避のスタイルが受け継が



韓国労働情勢のいま
— 二つの「転換点」を中心に



上..40時間労働制を求めるFKMTU全国スト
(99年5月、ソウル)
下..大宇自動車スト集会(01年9月、ソウル)

れたことは間違いない。もちろんFKTUもその後組織内部の民主化が成り、ストは是々非々で展開してきたことは付記する必要がある。

たことは、間違いないところだろう。そして、そうした旗印で、経営者に敵意を燃やす活動家が組合の役員選挙を征してきたのであり、対する経営側もまた組合敵視の姿勢を変えなかった。

融合体の厳しい労務対策にあったと言わねばなるまい。

その後のストの動向は

その後のスト発生件数の動向を見ると、翌1988年に1873件へと半減し、1990年には322件、そして1995年には88件にまで低下していた。

しかし、後述する1997-1998年の「金融危機」が発生すると、それ以降スト発生件数は大幅な増加に転じた。すなわち1997年、スト発生件数は78件であったのが、2000年には250件に増加し、00年代半ばまでにさらに増え、04年には近年ピークの462件に増加した。しかしその後は、05年287件、09年121件と、11年60件と急速な減少傾向を示している。



民主化求めた集会(1987年6月、釜山)

ちなみに従来韓国の賃上げ闘争に先導的な役割を果たしてきた現代自動車労組が、このところ3年連続してスト無しで団体交渉を終結させているのは、このスト減少傾向を象徴するものであるかもしれない。

ストは減少したが長期化へ

それはともかく、興味深いのはスト発生件数が減少傾向にある一方で、04年以降に発生したストは過去におけるより長期化していることである。

スト期間を平均してみると87年労働者大闘争時に5・5日であっ



たのが、金融危機の97年には22・7日へ、00年30日、06年には54・5日へと10倍にも長期化しているのである。ILOによれば、これは主要国中の最長である。

つまり、スト発生の可能性は低くなったものの、ひとたび発生すれば長期化し、1カ月以上継続する可能性もあるということだろう。

では、何故00年以降のストが初期のころ以上に長期化し、激化したのであるか。

一つの要因は、金融危機以降、整理解雇や不安定雇用という雇用関連の事案が賃上げマターより一層重要な団体交渉事案となったためと考えられる。このことは、09年の例で見れば、雇用や労働条件に係わるストがスト発生件数121件の4分の3を占めたことでも証明されよう。賃金交渉に對比して、労使ともに雇用関連の紛争を短時日のうちに解決するのが困難になっているのである。

「金融危機」のもたらしたもの

そこで、もう一つの転換点、「金融危機」である。韓国でも、非正規・不安定雇用の問題が危機以前から存在していたことは否定できないが、社会的イシューとして深刻化したのは金融危機を経てからである。

金融危機に際して、国際通貨基金(IMF)が韓国を支援する条件として求めたのが、労働市場の柔軟化、厳しい雇用関係法の規制緩和などであった。IMFの常套手段である。これが、産業全般に「不安定雇用」を拡大させることになり、労働市場の柔軟化が進んだのだ。職場における非正規職の条件差別は社会格差、二極分化という社会的イシューを醸成して今日に至っている。

労組の圧力も受けて、政府はいわゆる「非正規雇用労働者保護法」を施行し(2007年)、有期雇用や派遣労働にたいする使用期間を規制する(2年間)と同時に、非正規雇用における不当差別の是正を目指した。

しかし効果の程がまだしのたため、2011年に「非正規職総合

対策」をもって、「①低所得者層への経済的支援、②セーフティ・ネット拡充、③差別是正の強化、④労働条件の保護、⑤正規雇用への転換機会の拡大、⑥構内下請労働者の保護、⑦公共部門の非正規労働対策、⑧共生協力の労使文化の拡大、など」を標榜して、実現を目指しつつあるところだ。

非正規労働者の動向と課題

非正規労働者の絶対数や賃金労働者に占める比率について は、非正規の公式の「定義」が定かでなかったが故に、数値にはばらつきがあった。ピーク時には40・50%の間にあるとされもしたが、最近入手した政府統計では、次のようになっている。

すなわち賃金労働者数に占める非正規労働者数の比率は、04年の37・0%を境に減少傾向を示し、08年8月以降は33%台で推移している。もっとも、11年上半年時点では非正

規労働者は557万1000人で、対前年比27万3000人の増加、全体の33・8%へと上昇している。

統計の示すところでは、派遣が減少する一方で、業務請負の比率が高まっている。それは、「使用者が派遣法上の規制を回避するため、形式上は業務請負として実際に不法派遣や偽装請負の雇用形態をとっている可能性が高いからだ」(現地研究者)。これでは法の目的に逆行して非正規労働者が

非正規労働者のスト(2007年)





F K M T U 研修生にレクチャーする筆者 (2008年4月、JC)

増える結果をもたらす可能性があるわけだ。

ある研究者は、「使用者が派遣雇用のように指揮命令権を保持しながらも、形式的には労働法上の責任を伴わぬ業務請負の雇用方式を進展させてきた」と説明する。構内下請企業の存在はそうした傾向を強めさせ、下請倒産によって当該労働者の雇用を危うくするケースはけっして珍しくない。

さる2月23日に最高裁が、現代自動車をめぐる裁判で、構内下請の労働者は「不法に派遣された労働者である」と結審したなどは、不法派遣の典型的なケースを示したものだといえよう。

既述した「非正規職総合対策」には、非正規職の正規化や格差解消の基本的視点が欠けており、福祉面などに傾斜しているとの評価がある。労働組合側は、「同一価値労働同一賃金」など基本的原則の導入こそ肝要と批判している。

エピソード

金融危機が不安定雇用問題本格化の引き金になったことは既に述べた。ここで指摘すべきは、その他にも、労働界では企業別組合方式の限界を克服すべく、「産業別組合方式」への動きが活性化していることがあげられよう。周知のように、不完全ながら金属産業で

も K C T U 傘下で産別組合組織が結成された。

そして、「労使政三者構成によるソーシヤル・ダイアログ方式」の発足が、もう一つの産物である。金融危機という国家的危急に対処すべく、政労使がそれぞれ負の分担を受け入れて協力した実績がある。その後、紆余曲折を経ながらも、ソーシヤル・ダイアログのフレームワークは存在している。もともと、現政権下では権威主義的となり効果が薄くなったとの風評があるのも事実だ。

最後に、労使紛争の減少傾向を見て、労使関係にパラダイム・チェンジが生じつつあり、葛藤から合意形成へのシフトが実現するので

はとの希望的観測があるようだが、はたしてどうであろうか。ここにふたたび現地研究者たちの見解を紹介して終わるとしよう。
「権威主義的コーポラティズムの痕跡や」労使の敵対的関係は、韓国モデルをより合意形成重視の雇用関係モデルへと変容させるのを妨げている。「二極分化の傾向は、低賃金、非正規の労働

者を含む労使関係アクターすべての権益に対応しうる新しい政府政策パッケージを伴った、現状を超える、労使関係モデルの必要性を呼びかけている」。(注)
そうした労使関係モデルの延長線上において、「新たな民主的ネオコーポラティズム構想」が描かれるのであろうか。

それには第三の「転換点」が必要となるであろうか。今後も注目である。

(2012年2月26日記)

※(注) キム・ドンワン & アン・ジョン『韓国の労使関係』(ソーシヤル・アジア・フォーラムにおける報告) 2011年11月。

● IMF-JC 顧問

小島正剛 こじま・せいごう

60年 IMF 日本事務所に入職以来、JC 事務局長代理、JC 国際局長、JC 副議長 (国際委員長) (以上 IMF との兼務)、IMF 地域代表を務めるなど国際労働運動一筋。98年 JC 顧問に。日本労働ペンクラブ会員他。主要著書「海外労働アラカルト」他。